

○財務省告示第三百三十三号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第一条の四第二項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により関税法施行令第一条の四第二項の規定に基づき財務大臣が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件（令和四年財務省告示第百七十七号）において別途財務省告示で定めることとされている期日は、令和五年六月三十日とする。

令和五年五月九日

財務大臣 鈴木 俊一